

「証券受渡・決済制度改革懇談会」（第18回）議事要旨

【開催日時】 平成18年5月24日(水)午前10時～11時05分

【場 所】 日本証券業協会 第1会議室

- 【主な議題】
1. 証券決済制度改革推進会議における検討状況について
 2. (株)証券保管振替機構における検討状況について
 3. (株)日本証券クリアリング機構における現況について
 4. その他

【議事要旨】

1. 証券決済制度改革推進会議における検討状況について

事務局より、「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「株券電子化制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループ」における検討状況（「新制度移行に係るマイルストーンの共有化」関係の検討テーマとして、①各メンバーの検討体等における検討状況、②今後の検討項目の洗出し（修正版）及び検討項目の検討体、③新制度移行に向けた実務上のスケジュール概要、④実務界としての一斉移行日について、また、「新制度移行に向けた周知・啓発」関係の検討テーマとして、①新制度移行に向けた周知・啓発の活動状況の報告、②業界横断的周知・啓発活動）について説明を行った。

審議の結果、この中で、『実務界としては、株券電子化実施目標日』を2009（平成21）年1月とすること及び「株券電子化に向けた周知・啓発活動計画」について合意した。

2. (株)証券保管振替機構における検討状況について

(株)証券保管振替機構における検討状況について、大前座長代理（同社常務取締役）から大要以下の報告が行われた。

（1）一般債関係

今年1月10日に予定どおりスタートしており、現在、銘柄数で言うと約8,200銘柄以上で、残高が10兆円を超えている。全体では一般債は、約6万銘柄、

残高が約 220 兆円と言われているので、まだ銘柄数で 10 分の 1 程度、残高ベースでは 20 分の 1 程度であるが、順調な滑り出しと考えている。

既発債についても新制度への移行を進めている。本年 4 月末から現物債の移行が始まった。さらに、11 月からは登録債の移行処理が始まる。平成 20 年 1 月 6 日をもって、現物債、登録債に係る非課税等の税制優遇措置が期限を迎えるので、それまでに移行を完了しなければならない。引き続き、皆様方の御協力をお願いしたい。

(2) 株券電子化の制度要綱関係

政省令に関する関係者の協議において、昨年春までに、「株式の併合時等の端数の処理」と「外国人保有制限銘柄の取扱い」に関して方向性が示された。これを受け、機構は、昨年 4 月に、「株券電子化小委員会」を立ち上げ、電子化後の振替制度における実務処理の検討を開始した。

小委員会の委員には、証券会社、銀行、発行会社、株主名簿管理人、証券取引所等の関係者の方に御就任いただき、オブザーバーとして、法務省、金融庁、日本銀行等にも御参加いただいた。さらに、検討テーマ毎に 4 つの分科会を設置して、御審議をいただいた。

昨年 10 月には、「株券等の電子化に係る制度要綱（中間とりまとめ）」を公表し、本年 3 月には、最終的な「制度要綱」を策定し、公表した（本日は、説明会資料に基づき、そのポイントの報告を行った。）。

(3) 今後の機構の株券電子化への取り組み

制度要綱が策定されたことから、制度要綱の説明会を 4 月から今月にかけて、全国 10 会場で行った。また、7 月には発行会社向けの説明会を開催することを予定している。

制度要綱により電子化後の振替制度の実務の骨格が固まったので、今後は、システム開発を進めるとともに、実務の詳細を詰めていく予定である。5 月 29

日には、株券電子化小委員会を開催し、「システム概説書」について御審議いただくことを予定している。

3. (株)日本証券クリアリング機構における現況について

(株)日本証券クリアリング機構における現在の状況及び今後の予定などについて、藤澤取締役事務統括長から報告が行われた。

(1) 清算基金制度の一部見直しについて

当社では本年3月に、清算基金制度の一部見直しに関し要綱を決定した。

清算基金制度においては、現在、所要額を月1回変更しているが、参加者が高いボリュームを急に増やした場合などは、当社の引き受けたリスクの大きさに比べ、当社が預かっている清算基金の額が過小となるケースが生じるなど、取引状況の急激な変化に対応できていないという問題が生じている。

こうしたことから、清算基金所要額の毎月の適用時期の早期化や現物の清算基金所要額の臨時変更に係る適用基準の明確化など清算基金制度の充実を図ることとした。本見直しは、今年の7月から実施する予定である。

(2) 現物取引にかかる清算手数料体系の改定

当社は昨年12月に、現物取引に係る清算手数料体系の改定を決定した。

当社の収益の中心をなす清算手数料体系を決定するに当たっての基本的な考え方は、当社が提供するサービスの利用度合いに応じて応益的に負担いただくというものであるが、現行体系では、システム関係コストの発生要因である債務引受件数が考慮されていないため、清算参加者間の公平かつ応益的な手数料負担が確保されているとは言い難い状況となっている。

そこで、清算参加者の負担の公平性を確保するため、債務引受件数に応じた件数ベースの料率体系を、現行の金額ベースの料率体系に併せて導入することとした。

また、各参加者の取引量に関係なく、システム管理や清算参加者としての資格維持等に係る一定の運営コストが発生していることを踏まえると、定額的な手数料

をすべての参加者に、取引量にかかわらず一律に負担いただくことが負担の公平性の観点から適当と考えられるので、固定手数料を導入することとした。

実施時期については、清算参加者から十分な準備期間が必要との意見もあったことため、本年10月からとしている。

4. その他

事務局から2点報告が行われた。1点目は、証券界の株券電子化の周知活動計画について、2点目は、本日、懇談会終了後に、先程承認いただいた『実務界としての実施目標日』の決定について、事務局からプレスリリースを行うことを予定している旨の報告が行われた。

以 上

○ お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター TEL. 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。